

(課税の根拠)

第1条 市は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第5条第7項の規定に基づき、地域社会及び経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、宿泊税を課する。

(定義)

第2条 この条例において、[次の各号](#)に掲げる用語の意義は、[当該各号](#)に定めるところによる。

- (1) 旅館業 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けて営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業をいう。
- (2) 住宅宿泊事業 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の届出をして営む同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。
- (3) 宿泊施設 旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅をいう。
- (4) 宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用することをいう。
- (5) 宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき金額であって規則で定めるものをいう。

(納税義務者等)

第3条 宿泊税は、宿泊施設において、宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。

(課税免除)

第4条 次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さない。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)の幼児、児童、生徒及び学生で、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加している者
- (2) 次に掲げる施設が主催する行事(当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるものに限る。)に参加している満3歳以上の幼児
 - ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
 - イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規模保育事業、同条第11項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設並びに同法第39条第1項に規定する保育所並びに同法第59条の2の規定による届出をした認可外保育施設
- (3) [前2号](#)に規定する修学旅行その他学校行事又は行事の引率者

(税率)

第5条 宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊につき200円とする。

(徴収の方法)

第6条 宿泊税の徴収については、特別徴収の方法による。

(特別徴収義務者)

第7条 宿泊税の特別徴収義務者(以下「特別徴収義務者」という。)は、宿泊施設において旅館業又は住宅宿泊事業を営む者とする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、[前項](#)の規定にかかわらず、宿泊税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができる。
- 3 [前2項](#)の特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係る宿泊施設における宿泊者が納付すべき宿泊税を徴収しなければならない。

(申告納入の手續等)

第8条 特別徴収義務者は、[次の表](#)の左欄に掲げる期間において徴収すべき宿泊税について、当該期間直後の[回表](#)の当該右欄に定める期限までに、規則で定めるところにより、宿泊税に係る宿泊の総数、税額その他市長が必要と認める事項を記載した納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を納入書によって指定金融機関(収納代理金融機関を含む。[第11条](#)において同じ。)又は出納員(収入に関し出納員の事務の委任を受けた会計職員を含む。[第11条](#)において同じ。)に納入しなければならない。ただし、宿泊施設の経営を1か月以上休止しようとする場合又は廃止した場合には、その休止しようとする日又は廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から1か月以内に、これを申告納入しなければならない。

12月1日から2月末日まで	3月末日
3月1日から5月末日まで	6月末日
6月1日から8月末日まで	9月末日
9月1日から11月末日まで	12月末日

(特別徴収義務者としての登録)

第9条 特別徴収義務者は、宿泊施設において旅館業又は住宅宿泊事業を開始しようとする日の5日前(第7条第2項の規定により特別徴収義務者として指定された者は当該指定の通知を受けた日から10日後)までに、宿泊施設ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出して、特別徴収義務者としての登録を申請しなければならない。

- (1) 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (2) 宿泊施設の名称及び所在地
 - (3) 客室数その他設備の概要
 - (4) 経営開始予定年月日(第7条第2項の規定により特別徴収義務者として指定された者にあっては、当該指定の通知を受けた日)
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 市長は、前項の申請書を受理した場合には、当該特別徴収義務者を特別徴収義務者として登録するとともに、当該特別徴収義務者に対しその旨を通知するものとする。
- 3 前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者は、登録を受けた事項に変更があった場合は、遅滞なく、規則で定める登録変更申請書を市長に提出して、登録の変更を申請しなければならない。
- 4 第2項の規定は、前項の登録変更申請書の提出があった場合について準用する。
- 5 特別徴収義務者は、当該宿泊施設の経営を1か月以上休止しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。
- 6 前項の規定による届出をした者であって、当該届出に係る休止期間を定めなかったものは、当該宿泊施設の経営を再開しようとするときは、再開までに、その旨を市長に届け出なければならない。
- 7 特別徴収義務者は、当該宿泊施設の経営を廃止したときは、廃止の日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第10条 市長は、特別徴収義務者が宿泊料金及び宿泊税の全部若しくは一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他避けることのできない理由があると認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その宿泊税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、その宿泊税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 前項の規定による徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を申請する特別徴収義務者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収不能額等の還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - (2) 宿泊税を受け取ることができなくなった事由及びその金額の明細又は徴収した宿泊税額を失った事由及びその金額の明細
 - (3) その他市長が必要と認める事項
- 3 市長は、第1項の規定により宿泊税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当する。
- 4 市長は、第1項の申請があった場合には、同項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(更正及び決定に係る不足金額等の納入)

第11条 特別徴収義務者は、法第733条の16第4項、第733条の18第8項又は第733条の19第5項の規定による宿泊税に係る更正又は決定の通知を受けた場合は、当該不足金額(更正による納入金の不足金額又は決定による納入金額をいう。)及び過少申告加算金額若しくは不申告加算金額又は重加算金額を、それぞれ当該通知で指定する納期限までに、納入書によって指定金融機関又は出納員に納入しなければならない。

(特別徴収義務者の帳簿の記載義務等)

第12条 特別徴収義務者は、帳簿を備え、次に掲げる事項を宿泊施設ごとに記載し、当該帳簿を第8条に規定する納入申告書の提出期限(次項において「提出期限」という。)の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- (1) 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額
 - (2) その他市長が必要と認める事項
- 2 特別徴収義務者は、次に掲げる書類を作成し、当該書類を提出期限の翌日から起算して2年を経過する日まで保存しなければならない。
- (1) 宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額が記載されているもの
 - (2) その他市長が必要と認める書類
(関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)

第13条 特別徴収義務者は、[前条第1項](#)の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿(以下「関係帳簿」という。)の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者は、[前条第2項](#)の規定により保存をしなければならない書類(以下「関係書類」という。)の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

3 [前項](#)に規定するもののほか、特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、当該関係書類に記載されている事項を規則で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該関係書類に係る電磁的記録の保存が当該規則で定めるところに従って行われていないとき(当該関係書類の保存が行われている場合を除く。)は、当該特別徴収義務者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の規則で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

(関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

第14条 特別徴収義務者は、関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。)による保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者は、関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、規則で定めるところにより、当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係書類の保存に代えることができる。

3 [前条第1項](#)の規定により関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもって当該関係帳簿の備付け及び保存に代えている特別徴収義務者又は[同条第2項](#)の規定により関係書類に係る電磁的記録の保存をもって当該関係書類の保存に代えている特別徴収義務者は、規則で定める場合には、当該関係帳簿又は当該関係書類の全部又は一部について、規則で定めるところにより、当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって当該関係帳簿又は当該関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

(市税に関する条例等の規定の適用)

第15条 [第13条各項](#)又は[前条各項](#)のいずれかに規定する規則で定めるところに従って備付け及び保存が行われている関係帳簿又は保存が行われている関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する市税に関する条例又は規則の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該関係帳簿又は当該関係書類とみなす。

(賦課徴収)

第16条 宿泊税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び[網走市税条例\(平成15年条例第3号\)](#)の定めるところによる。この場合において、[同条例第3条第2項](#)中「入湯税」とあるのは「入湯税及び宿泊税」とする。

(現行犯事件の臨検等を行うことができる間接地方税の指定)

第17条 宿泊税は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の22の4第6号に規定する法定外目的税であって、条例で指定するものとする。

(夜間執行の制限を受けない地方税の指定)

第18条 宿泊税は、地方税法施行令第6条の22の9第4号に規定する法定外目的税であって、条例で指定するものとする。

(減免)

第19条 市長は、天災その他特別の事情がある場合において、宿泊税の減免を必要とすると認める者に限り、宿泊税を減免する。

(宿泊税の用途)

第20条 市長は、市に納入された宿泊税額に相当する額から宿泊税の賦課徴収に要する費用に相当する額を控除して得た額を、地域資源の磨き上げと魅力向上、持続可能な観光地づくり及び受入環境の充実その他の地域社会及び経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用に充てなければならない。

(帳簿の記載義務違反等に関する罪)

第21条 [次の各号](#)のいずれかに該当する場合には、その行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(1) [第12条第1項](#)の規定によって帳簿に記載すべき事項について記載をせず、若しくは虚偽の記載をしたとき又は[同項](#)の帳簿を隠匿したとき

- (2) [第12条第1項](#)の規定に違反して[同項](#)の帳簿を5年間保存しなかったとき
 - (3) [第12条第2項](#)の規定によって作成すべき書類について作成をせず、若しくは虚偽の書類を作成したとき又は[同項](#)の書類を隠匿したとき
 - (4) [第12条第2項](#)の規定に違反して[同項](#)の書類を2年間保存しなかったとき
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して[前項](#)の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、[同項](#)の罰金刑を科する。

(規則への委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して1年3か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の宿泊(施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。)について適用する。

(経過措置)

第3条 施行日において現に宿泊施設を経営している者については、施行日に宿泊施設の経営を開始するものとみなして、[第9条第1項](#)の規定を適用する。この場合において、[同項](#)中「開始しようとする日の5日前」とあるのは、「開始する日の5日後」とする。

第4条 [第7条第2項](#)の規定による特別徴収義務者の指定、[第9条第1項](#)の規定による登録の申請、[同条第2項](#)の規定による登録及び登録の通知並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても[第7条第2項](#)及び[第9条](#)の規定の例により行うことができる。

(徴収の方法の特例)

第5条 北海道が市内の宿泊施設において宿泊料金を受けて行われる宿泊に対して課する税(以下「道宿泊税」という。)がある場合は、法第20条の3第1項ただし書きの規定に基づき、道宿泊税に係る賦課徴収を宿泊税の賦課徴収と併せて行うものとする。

(宿泊税に係る督促、滞納処分等)

第6条 市長は、道宿泊税について、宿泊税と併せて督促状を發し、滞納処分をし、及び交付要求をするものとする。

(検討)

第7条 市長は、この条例の施行後5年ごとに、地域資源の磨き上げと魅力向上、持続可能な観光地づくり及び受入環境の充実の推進状況並びに社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。